

平成十九年十月十六日受領
答弁第九七号

内閣衆質一六八第九七号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の週刊誌の記述については承知している。

二から五まで及び八から十までについて

外務省において確認した範囲では、右週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

外務省においては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三十四条に従い、職員の公務出張に際する航空賃の等級を決定している。

七について

出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているという点とはなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていない。